

令和7年度魅力ある職場づくり事業業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

働き方改革関連法が施行され、労働時間法制の見直しや公正な待遇の確保が進められた。しかし、人材面、資金面で課題のある中小企業においては、多様で柔軟な働き方ができる環境整備など「魅力ある職場づくり」に十分に取り組めていないといえず、人材確保や人材育成につなげられていない。

そこで、周知・広報および各種セミナーにより、多様で柔軟な働き方ができる環境整備など「魅力ある職場づくり」に取り組もうとする企業の掘り起こしを図るとともに、「魅力ある職場づくり」に取り組む意欲のある中小企業に対して専門家（アドバイザー）を派遣して各企業が抱える課題の整理および解決を図り、国・県の助成金、支援制度、登録制度等の活用にもつなげること、あわせて、成果を共有する場を設け、成功事例等を県のHPで周知することなどにより、他の企業へも「魅力ある職場づくり」を波及させることを目的として、当業務を実施する。

上記事業を民間事業者の企画力や業務遂行能力、ノウハウ等を活用して実施するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

2 事業の概要

別添「仕様書」のとおり

3 契約期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

4 予定価格

6,000,000 円 (消費税および地方消費税を含む)

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿に登録されている者で次に掲げる者。

○ 営業種目 大分類：役務
中分類：イベント、諸サービス または その他の役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

6 スケジュール

令和7年6月18日(水)	公告
令和7年6月27日(金) 正午	質問票受付締切り
令和7年7月1日(火) 午後5時頃	質問に対する回答
令和7年7月10日(木)	企画提案書受付締切り
令和7年7月16日(水)	プロポーザル審査会

7 説明会の開催

開催しない。

8 質問および回答

- (1) 質問方法：質問票（様式1）に質問内容を記入し、FAX または電子メールにより、13で示す場所へ提出すること。なお、質問票（様式1）を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限：令和7年6月27日（金）正午まで
- (3) 回答方法：質問および質問に対する回答を全てまとめて、滋賀県ホームページに掲載する。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/>
- (4) 回答期限：令和7年7月1日（火）午後5時を目途に回答する。

9 企画提案提出期限および提出書類等について

- (1) 提出期限
令和7年7月10日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
企画提案書（様式2および任意様式による企画提案）
※次に定める項目に基づき、実施する業務の内容等をできる限り具体的に提案すること。企画提案の様式は任意とするが、A4版・カラー印刷で作成し、片面で20枚以内（両面の場合は10枚以内）とすること。
※企画提案書の提出をもって本プロポーザルへの参加申込みとする。

【企画提案記載項目】 ※提案書の構成は上記項目の順番に沿わなくてもよい。

項目		企画提案の内容
1	提案者の概要および類似実績	(1) 提案者の概要 提案者（事業者）の概要として、設立時期、資本金等、

		従業員数、業務概要の内容を記載する。 (2) 過去3年以内で実施した類似事業の実績 過去3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日の期間に完了した事業に限る）
2	業務の実施方針・スケジュール	魅力ある職場づくり事業の目的を踏まえ、どのような考え方やスケジュールで本事業に取り組もうとしているか、以下の項目について記載する。 ・業務実施方針の概要 ・事業実施にあたるスケジュールについて
3	人員体制について	組織体制や以下の業務を担当する者について、当該業務遂行に必要な専門知識やノウハウを有することが分かるよう記載する。 ・「魅力ある職場づくり」セミナーの開催 ・アドバイザー派遣
4	事業の周知・広報について	事業の周知・広報業務について、手法や内容等を記載する。以下の項目については、具体的な内容を記載する。 ・ホームページの構成、イメージ ・チラシの構成、イメージ
5	セミナーの開催・実施について	セミナーの開催・実施業務について、セミナーの内容や実施手段等について記載する。
6	取組成果の共有・発信について	取組成果の共有・発信業務について、手法や内容等を記載する。
7	アドバイザーの派遣について	企業へのアドバイザー派遣による支援の方法、内容等を記載する。内容については、1社から派遣希望があった場合の派遣・支援内容を例示として記載する。
8	各事業間の連携について	アドバイザー派遣の活用を促す方法など、各事業間の連携をどのように図るかにについて記載する。
9	概算見積書	概算見積金額を円単位で記載する。 見積りにあたっては、消費税および地方消費税に係る課税事業所であるか免税業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を含む金額を記入する。 （見積内訳） ・人件費（内訳：人数・単価が分かるように記載する。） ・その他経費（内容・単価が分かるよう記載する。） ・消費税

（3）提出部数

企画提案申請に係る書類は5部（原本1部および写し4部）提出とする。

（4）添付文書

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部、企画提案書と同時に提出すること。ただし、①、⑥、⑧は省略できることとする。

①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定

を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

③高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し

⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し

⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し

⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、i については、審査登録機関の証明書の写しを、i 以外については、認証、登録証の写し

i 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証

ii 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録

iii 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

iv 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

（５）提出場所・方法

13 で定める提出先へ持参または郵送にて提出すること。

※持参による場合は、土・日を除く 9 時から 17 時までとする。

※郵送による場合は、「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」とし、郵送する旨を必ず事前に電話で連絡すること。（１）で定める提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

（６）その他

- ・ 提案件数は、1 団体につき 1 件とする。
- ・ 企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

ア 提案に対して不正があったとき。

イ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

ウ 必要事項が確認できないとき。

エ 必要事項が記載されていないとき。

オ その他、公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき。

- ・ 提出された企画提案書について、県から質問し、補足説明を求めることがある。
- ・ 受理後の企画提案書等は、加筆、訂正、差し替え等内容変更は一切認めない。

10 プロポーザル審査会の日時、場所

(1) 審査会の日時

令和7年7月16日（水）予定

- ・ プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に連絡する。

(2) 審査会の場所

滋賀県庁北新館5-E会議室（滋賀県大津市京町四丁目1番1号）

(3) 審査委員の人数

3名

(4) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分以内 評価委員からの質疑 10 分以内

(5) 参加人数

4名以内とする。

11 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、次の評価項目に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーション内容の評価により選考する。

番号	評価項目	着 眼 点	評価点
1	整合性	・ 企画内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか。	12
2	実現可能性	・ 実施体制は十分か。専門性やノウハウの発揮が期待できる体制か。 ・ 類似の事業実績はあるか。	12
3	提案内容の 独創性および 具体性	・ 周知・広報について、具体的で効果的な提案となっているか。また事業効果を高めるため、関係機関との連携など、独自の工夫や独創的な取組がなされているか。	15
		・ セミナーの開催・実施、取組成果の共有・発信について、具体的で効果的な提案であり、参加者集客のための工夫がされているか。また事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組がなされているか。	13
		・ アドバイザー派遣について、具体的な提案であり、企業に応じた支援が見込めるか。また事業効果を高めるため、国・県が実施している助成金・補助金・登録制度の活用促進など、独自の工夫や独創的な取組がなされているか。	17
4	事業間連携	・ 各事業間の連携や実施スケジュールについて工夫され、	13

		アドバイザー派遣の活用を促すなどの効果が見込めるか。	
5	経費見積りの妥当性	・経費節減を意識した内容・金額となっているか。 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 →予定価格の80%未満…評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点	10
6	地域に関すること	・県や関係機関等と密な連携がとれる地域ブロックか。 →県内事業者2点、準県内事業者1点、県外事業者0点	2
合 計			94
7	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		2
8	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。		1
9	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		1
10	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。		1
11	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		1
加 算 点			6
総 合 点			100

（２）契約予定者の決定方法と審査結果の通知

審査の結果、総合点が最も高かったものを契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の６割に満たない場合は、契約予定者としない。

審査結果については、すべての提案者に、審査結果（企画提案の採否）を文書により通知する。

(3) 契約締結

上記(2)により選定した契約予定者と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)に基づき、委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等により、企画提案書の内容について、一部変更することがある。なお、協議が不調となった場合は、次点の者と同様の手続を行う。

12 その他留意事項

- ・ 企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- ・ 提案された書類は、一切返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用はしない。
- ・ 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- ・ 本業務の取組状況や成果については、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- ・ 委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。
- ・ 委託料については、原則として事業終了後提出を受けた請求書に対して支払うものとする。なお、県が必要と認める場合は、概算払い等できる場合がある。
- ・ 本業務は、会計検査対象となる場合があるので、事業者は県の検査に協力するものとする。

13 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 労政福祉係 (担当: 畑中)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873

Mail: fe0001@pref.shiga.lg.jp